

令和6年度決算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	220,797 千円
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,209,625 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					備考
			特定財源			一般財源		
			国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保障 財源化分の市町 村 交 付 金)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	118,222	14,992		616	17,563	85,051	
	障害者福祉費	623,290	440,601			31,268	151,421	
	福祉医療給付費	132,623	58,586		5,508	11,729	56,800	
	老人福祉費	101,544			21,200	13,751	66,593	
	児童福祉総務費	189,820	92,778		4,322	15,869	76,851	
	児童措置費	134,692	116,143			3,175	15,374	
	保育園費	40,713			59	6,958	33,696	
社会保険	国民健康保険費	151,683	77,508			12,695	61,480	
	介護保険費	371,733	22,634			59,749	289,350	
	後期高齢者医療費	331,307	60,676			46,319	224,312	
保健衛生	予防費	378				64	314	
	子育て世代包括支援費	13,620	3,507		429	1,657	8,027	
合 計		2,209,625	887,425		32,134	220,797	1,069,269	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。